

大東亞建設民族人口資料四。

昭和十七年四月二十日

各國の人種政策 第二輯 完

英國、伊太利、ハンガリト、波蘭、ルーマニア、ラテンアメリカ諸國、日本及支那、並其の他の諸方策

附録 ㄱナチス独逸の人種立法、特ニユダヤ人排斥ト

厚生省 人口問題研究所

B30.41  
90  
1-40

M93A05  
30

凡 例

一、本輯は前輯に引続きシユタインワルネルの「外國に於ける人種衛生學的立法並に諸方策」を譯述せるものなり

二、附録「ナチス獨逸の人種立法、特ニユダヤ人排斥」は人口問題研究所に於いて調査せるものにして、便宜のため茲に加へたるものなり、

昭和十七年四月二十日

厚生省 人口問題研究所

各國の人種政策（第二輯）

目次

(一)	北米合衆國（大衆建設民族人口資料三〇）	一頁
(二)	英本國（大ブリテン）及英國自治領	一頁
(1)	英本國	一
(2)	南阿聯邦	三
(3)	濠洲聯邦及ニュージトランド	八
(4)	加奈陀	九
(三)	伊太利	二
(1)	はしがき	二
(2)	植民地上着民との混血防止（一九三七）	二
(3)	一九三八年の「人種宣言」	三

	(4)	其後の人種政策的諸立法	三二
	(5)	フアリスト大評議會の人種決議(一九三八年十月)	三四
	(6)	大評議會の人種決議に基く人種立法	三八
(四)		ハンガリー	三一
	(1)	げしがき	三一
	(2)	一九三八年の反ユダヤ立法	三一
	(3)	反ユダヤ政策強化の新法律案	三四
(五)		其他の諸國及び其他の諸方策	三九
	(1)	波蘭	三九
	(2)	ルーマニア	四一
	(3)	ラテン、アメリカ諸國	四四
	(4)	日本及び支那	四七
	(5)	其他の諸方策	四九

附 録

- ナチス独逸の人種立法、特ニユダヤ人排斥……………五三
- (1) 新聞界其の他の文化部面のユダヤ禍掃……………五五
- (2) 國家検閲に於ける人種原理の確立と「独逸國公民法」の制定……………五七
- (3) 「獨逸血統保護法」の制定……………六二

各國の人種政策——第二輯

(三) 英本國（大ブリテン）及び英國自治領

(1) 英本國

英本國には抱括的存人種立法は無い。多少の人種政策的考慮の下に起草され一九〇五年の移民法が僅かに考察に値ひする位のものである。

本法成立の由來は前世紀の終りから今世紀の初めにかけて大量のユダヤ人が東欧から英國に流入して來て、その為種々の批難が捲き起されたからでその批難の要點を要約すると

- (イ) 新來者は貧困者であり、その生活は不健康、且つ非衛生的である。
- (ロ) 彼等の中には罪狀ある者が極めて多い。
- (ハ) 彼等は高利貸をし、非合法な商賣をし、故意に物價を變動させ、イギリス労働者を傷ける

といふ如き事にあつた。

そこで一九〇〇年には露西亜人及び被蘭人（その大部分はユダヤ人）の過大流入を調査する爲め別の調査委員会が設けられ、その認定に従つて之が対策として一九〇五年の移民法が制定されたのである。本法は内務大臣に外國人の入國條件に関する諸規定を公布する権限を与へ、又上陸被禁止者を追放することを得るやうにしたもので、其の施行規則は一九〇六年に公布になつたが、之により東欧からの入國民は最少限度に限定せられた。本規則はユダヤ人の流入を防止する草郊があつたが、併し最近は本規則を殆んど利用するべくなく、英國は多数のユダヤ人を移入させてゐる。

植民地に於いても英國は明確な人種法律を有つてゐない。尤も諸植民地には白人と土着民の女との全棲を禁ずる一聯の警察規則があるが、之も土着民の女を妾とするのを禁じただけで、結婚を禁止したものでない。（且つ之の諸規則の多くは殆んど實際には勵行されてゐないのが實情である。）とはいへ英吉利人と土着人との間の結婚は極めて稀で、それは

英吉利人の國民的志向がそのやうな雜婚を好まぬからといへる。神は白人を創つた。又神は黒人を創つた。併し混血兒は惡魔が創る」といふ英吉利の諺も亦英吉利人のかゝる性質の一端を示すに足るものといへよう。

## (2) 南阿聯邦

南阿聯邦は約百五十万の白人と五百五十万の有色人とを合んでをり、各人種群の比率は白人二三三%、バンツール六七、八大%、印度人二三%、其の他（即ち混血）七、五%となつてゐる。特に注意すべきは白人の中には多数の移入せるエヂヤ人がゐることである。尚、特記に値する事は一九二六年の犯罪率が有色人（特に混血者）では各人種群人口一万に付五〇人の多きに達してゐること、反之、白人群では僅かに五、四人の率に過ぎない。

南阿聯邦の政策は經濟的竝に政治的の優位を堅持することを目的として有色人の人口比率を低下せしめ、又白人と有色人との所謂「分離」政



策により混血人種の発生を防止することを主眼としてゐる。この目的を以て今日までに多くの法令が公布されてゐるが、その大畧を示すと次の如くである。

一九一四年及び一九二七年の二法律 (*Indian Relief Act 1914 No. 22*、*Immigration and Indian Relief Act 1927 No. 37*) は印度人の流入を防止し、其の本國帰還を助成したもので、爾後印度人は原則的には最早南阿に入ることが許されなくなつた。

特に注目すべきものは一九二七年の「乱淫防止法」 (*Immorality Act No. 5 of 1927*) で、本法は歐洲人男子にして禁を犯して土着民の女と性交せる者を、その行爲が既に誘拐、強姦、凌辱等の行爲として処罰せらるべき場合を除き、五年以下の禁錮刑に処することとしたものである。全條の行爲を歐洲人女子に対して爲したる土着民男子も亦同罪である。又土着民女子にして歐洲人男子に禁止せられたる性交を許したる者及び歐洲人女子にして土着民男子に禁止せられたる性交を許したる者

は四年以下の禁錮刑に処せられる。且つ叙上の如き性交の媒介者、即ち異人種間に許されざる性交を爲す機會を提供し、若くは之を可能にし、若くは可能となる爲に助力したる者も亦五年以下の禁錮刑を以て罰せられる。土地所有者若くは家屋所有者にして其の土地若くは家屋内に於て本法に違反する行為の行はるゝを知り乍ら之を黙認乃至許容せる者も亦同罪となる、尚本法の適用に當つて女が男と結婚せる者なりしや否やの事實については被告に之を證明する義務を負はしめ、之を據證し得ざる場合は凡て法律上非婚姻関係者として取り扱はれる。又、以上に謂ふ土着民とは土着のアフリカ人種に屬する者を謂ふ。

又、白人労働者 ("Pure Whites") の保護を目的として制定せられた法律があり、熟練労働を原則的に白人の爲に保留し、黒人及び混血者には不熟練労働をあてがふ様にしてゐるが、此の人種保護方策は相當の効果を擧げてゐるといつてよい。

選挙権は黒人には概ね拒否乃至制限されてゐる。(即ちトランバール及

大  
のオレング自由州では選挙権、被選挙権共に白人のみに属し、ナタールでは被選挙権は明白に白人のみに保留せられてゐる。此処では黒人は極めて困難なる諸条件の下に選挙権を与へられてゐるが、併し之も実際には殆んど行使せられることがない。ケープ州では黒人の選挙権は著しく制限されてゐる。

右の外、所謂「分離」政策の原則に基く黒人保護の法律もある。一九一三年の「土人土地法」(Native Land Act)によると、土着民は白人から又白人は土着民から土地を取得することが許されないこととなつたが、其の目的とする所は弱勢な黒人部分の保護にあるわけである。又一九二七年の「土人行政法」(Native Administration Act)は有色人種族の組織、有色人の統治、土地所有、婚姻及び相続法を精細に規定したもので、其の目的は有色人をその生活地域に保存することを主眼としたものである。

孰れにせよ南ア聯邦の人種政策の目標は白人と黒人の分離政策にあ

るといつてよい。がユダヤ人問題についても亦南阿聯邦は多少の考慮を拂はねばならなかつた。望ましくないユダヤ人の大量流入は一九三〇年「入國法」の制定を余儀なくしてをり、之によりリスアニア、ラトヴィア、波蘭及びロシアからの移入民は一年各五十人に制限された。尤も南阿政府は本法の目的が反ユダヤ人政策ではなくて單に非生産的要素の流入防止にあると声明はしてゐるが、併し本法の事実上の目的がユダヤ人の流入防止にあつたことは疑ひない。但しその實際的効果についてはさして成功したとはいへない。といふのはユダヤ人は法を回避して他の途によつて南阿に流れ込んできたからであり、且つ現在もなほ流入しつゝある。

さて以上の畧説せるところに由つて之を觀るも、人種問題が南阿の將來の發展にとつて極めて重大な意義を擔つてゐる問題であることは明瞭だが、併し明快なる解決は今日までのところ猶ほ實現されてゐるとはいへぬ。例へば混血問題の規制にしても猶ほ不完全で、非合法的性交によ

る混血児の発生は防止せられてゐるが、然し合法的婚姻によるものは自由である。黒白人の分離政策も実際には完全に行はれてゐるとは称し難いし最後に南阿にとつていよく災難と危険を齎しつつあるユダヤ人に対しては猶ほ一義的な立法が欠けてゐる。南阿の人種問題を特徴づけてゐるこれらの諸問題は更に直截且つ徹底的なる人種立法の制定を将来に期待せしめるものといへよう

(3) 濠洲聯邦及ニュージラント

オーストラリアについて問題になることは好ましからざる人種の入国禁止に關する問題だけである。一九〇一年の「聯邦移入民法」

*Commonwealth Immigration Act*) は何國語かの歐洲語で五十語の長さの文章を書取ることの出来ない者の入国を禁止した。この所謂「書取試験」は實際的に凡ての有色人を排斥することになつたものであるが更に一九〇三年の「歸化法」は凡ての非歐洲人の入国を許さざることとなつた。一九二〇年には全有色人に対する差別待遇規定は廢棄せられ、

入國者の選扱及び拒否を行政的處理に委ねらるゝことゝなつたが、一九二五年及び三二年の法令は更に之に法的根據を与へ、凡ての好ましからざる入國者を排斥し得ることが可能となつた。其の諸規則は特に東部及び南部アジアからの入國者の排斥を目的としたものである。

ニュージーランドに於ては支那人及び其の他の「異人種」に対し、少くとも、百語の英語を讀む能力ある者のみの入國を許すこととしてゐる。外に入國希望者は百磅の人頭税を支拂はねばならぬ。

#### (4) 加奈陀

加奈陀に於ても亦入種政策的關心は専ら入國者の規制に限られてゐる。此處では一九二三年に支那人入國の原則的禁止が行はれた。日本及び印度からの入國者数は協定により極く僅かに低下せしめられた。歐洲からの好ましからざる入國者を締め出す為には一九一九年の「入國法」があるが、本法は入國許可につき所管官廳に広大な自由裁量の余地を与へたもので、極めて低い許可数の制定によりリスアニア、波蘭、ハンガリー

ルーマニア及其他のバルカン諸國からの入國者は著しく制限せらるるに至つたものである。又非農業者の入國を許さずとすることによつて特にユダヤ人の入國が防止せらるゝに至つた。

以上の如く、英國及び其のニミの諸自治領も亦人種問題を多少とも死者問題として取り上げざるを得なくなつてゐる。といつてよいが、併しその適切なる解決は猶ほ之を見ることのできない。唯一の例外は南阿聯邦で、茲では一聯の必要な諸法令が見出されるけれども、それも叙上の概規からも明らかを通り猶ほ決して有効適切且つ効果的に統制されてゐるとは称し難い、隨つて英國流人種法律の体系について語るのは猶ほその時期でないといへよう。

(三) 伊 太 利

(1) はしがき

最近に至つてファシズムは従来のファシズム世界觀には見當らなかつた一つの問題、いか換へれば人種に関する問題を取上げ且つ之を實行に移さうとし始めてゐる。尤も人種問題の重要さと有郊適切なる人種政策の必要についてはファシズムは早くから之を認めて居り、既に一九二一年十一月にムソソリーニは「ファシズムが人種問題に關心せんことを望んでゐるが、併し之についての實際上の諸方策は今日に到つて初めて實現せらるるに到つた」といつてよい。一九三七、年公布の小規模な植民法を除き、最近のファシスト政府による人種政策の具体化は極めて重大なる意義をもつ政治的事件といつてよいのである。

(2) 植民地土着民との混血防止（一九三七、年）

ファシズム人種政策の第一歩は一九三七年六月十八日の人種法（



*Ammonizione per il rapporto carnale coniugale fra Cittadini  
o Sudditi* )の公布で、本法中の一節に伊太利市民と植民地上着民との

間の非合法的婚姻關係に關する諸規定を取り扱つてゐるものである。之  
によると帝國領土内に於て伊領東アフリカ住民若くは之と相似たる習俗  
若くは法律乃至社會觀念を有つ所の民族に屬する外國人と非合法的婚姻  
關係を営む伊太利市民は一年乃至五年の禁錮刑に処せられる。而して右  
立法理由の説明にいふ「人種を混血から防護することは当面の緊要事であ  
る。

その故に伊領東アフリカ住民と性的關係を結べる伊太利國市民を処罰  
するのは不当ではないが伊太利政府は帝國領土内に生活する伊太利人の  
國民的自覺と政治的訓練とについて完全なる信頼を置いてゐるが爲に、  
本規則は寧ろ一種の警告と考へらるべきものである」と従つて本法は非  
合法的注文のみを対象とし且つ之を犯せる伊太利人のみを処罰する。  
本法が結婚を禁止しなかつた理由の第一に擧ぐべきものは白人と有色人

との間の結婚が實際経験上極めて稀なことで、特に本法公布以後は、フ  
アシスト政府は懲戒規則若くは婚姻認可拒否等の他の方法によって働き  
かけたため、完全にその跡を絶つて到つてゐる。が併し立法上明瞭に結  
婚の禁止を行ひ得なかつた本當の理由はローマ法王との協定條項による  
もので、伊太利は當時ヴァチカンに對しカトリック婚姻の聖餐禮式を認  
めておたが、婚姻はカトリックの宗教觀から之を云へは何らの人種的制  
限を許さざるものであつたからである。随つて本法は人種問題、特に人  
種混交の防止について猶ほ完全に包括的なる規制を実現したものとはい  
へないわけである。

(3) 一九三八年の「人種宣言」

フアツシズム人種政策イデオロギイの核心を爲す最も重要な文献は  
一九三八年四月十四日に一群のフアシスト學者によつて公用された「人  
種宣言」である。本宣言は人種問題に對するフアツシズムの態度を十ヶの  
原則を擧げて明確に決定したもので、之を再録すれば以下の如くである。

曰 (1) 人種なるものは存在する。人種の存在は單に我々の概念的構成物ではなく、手近かな眼前の事象として我々の感官を以て知覚し得る所の現実性をもつたものである。

この現実性は過去から未來に亘つて遺伝されてゆく肉體的並に精神的諸徴表の相互に類似した何百万といふ人間群によつて展示されてゐるのである。人種の存在を確言することは併し乍ら必ずしも猶ほ人種の優劣を結論することを意味しない。それは單に多くの異つた人種が存在することの意味するに過ぎぬ。

(2) 人種の觀念には広狹の二義がある。普通に人種と呼ばれ、そして極めて僅かの徴表によつてのみ統括されてゐる極めて広義な系統群をも我々は人種と称してゐるが、併し又一例へば北方人種、西方人種、デイナー人種などといふ場合の様に極めて多数の共同的徴表によつて區別される所のより狹義の系統群をも亦我々は人種といふ。この後の場合の方が生物学的立場から見て眞の人種と稱すべきもので、其の存在は明白な

る事実である

(3) 人種なる概念は純生物学的概念である。

それ故にそれは、本来厂的、言語的乃至は宗教的な観点から構成せられてゐる民族及び國民の概念の場合とは別な観点に立つてゐるものである。とはいへ種々の民族乃至國民の區別にはその根柢に人種的相違が横はつてゐる。伊太利人が佛蘭西人や独逸人や土耳其人や希臘人なから相異してゐるのは、單に別の言葉と別の厂的とを有つてゐるからだけではなく、之ら諸民族の人種的性質も亦相互に相異してゐるのに基く、太古以来種々の民族を作り上げたものは種々の人種間の種々の結合関係でそれは時には一人種が尠餘の諸人種に対し無條件的な支配を贏ち得た事による場合もあり、或は又凡ての人種が調和的に融合した事による場合もあり、乃至は種々の人種が猶ほ同化せずと並存してゐる様な場合もある。

(4) 伊太利はアリアンのである。今日の伊太利住民はアリアン起源のものであり、そしてその文化はアリアン系である。アリアン文化をもてる此の住民は数千年來我等が半島に住んでゐる。先アリアン系住民の文化は最早殆んど残存してゐないといつてよい。今日の伊太利人の起源は本質的には、欧羅巴の不死の衣の役目を嘗て爲して來たし今後も爲し続けるであらう所の其の人種に溯るものである。

(5) 厂史代に於ける大量の他人種群の來住は單なるお伽噺に過ぎぬ。ラングバルドの侵入以來伊太利には國民の人類の相貌に影響を及ぼすに足る程の特記すべき人口移動が存しない。他の歐洲諸國民は近代に於てさへ其の人類の構成に明白なる変化を受けてゐるが、伊太利にとつては上述の如く今日の人類の構成は一ヶ年前のそれと大体に於て全一である。即ち今日の四千万の伊太利人の殆んど大部分は少くとも一ヶ年來伊太利に住んでゐる家族から出てゐるのである。

(6) 現在に於いては一ヶの純摺なる「伊太利人種」が存在する。本原則

は決して生物学的人種概念を歴史的、言語的な民族及國民概念と混合せしむることによつて打ち建てられたものではなく、今日の伊太利人を數千年來の伊太利住民の血統と合一し結合してゐる所の最も純粹なる血統的親近性に基く、古くからの血の純粹性は伊太利國民の最高の尊号である。

(7) 今や伊太利人が公然と其の人種原則を告白すべき時代となつた。伊太利に於けるファシズム政治の全努力は根本的には人種政策に外ならぬ。ムッソリーニの演説の中でも極めて屢々人種概念に閑説されてゐる人種政策の問題は伊太利に於ては哲學的乃至は宗教的意圖を交ふことなく純生物学的立場から取り扱はれねばならぬ。人種政策の解釈は本質的に伊太利的のものでなければならず、其の方向はアリアンの北方的でないければならぬ。とはいへ此のことは伊太利に獨逸の人種政策の意義をその依導入してよいといふ意味ではない。

且又伊太利人とスカンデナヴィア人とは全じだといふ意味でもない。そ

これはたゞ伊太利人に対し其の純歐洲的徴表によつて凡ての非歐洲的人種と區別するに足る所のその人種の身体的及び精神的典型を示さんが爲に外ならぬ。伊太利人を敍自身についてのより高い自覺にまで贅し、又より大なる自己信頼にまで昂揚せんが爲に外ならぬ。

(8) 一方に於いては歐洲の地中海民族(西洋人)、他方に於いては東洋人及び阿弗利加人の此の兩者を明瞭に區別することは特に必要である。

ニ、三の歐洲民族のアフリカ起源を主張し、又セム及びハ人民族をも一所に西方人種に包括しようとする學說の如きは、完く承認し難い關係や概念的接近を主張することになる其の故に危険な學說といはねばならぬ。

(9) エダマ人は伊太利人種には属せぬ。教史紀を通じて我等が祖国の聖地にやつて来たセム人からは今日は最早何者も残留してはおないといつてよい。アラビヤ人によるシシリヤ占據についても亦二三の名前之を回想させる以外には何物も残されておないし、其他伊太利に於ける同化過程は驚くべく速かに進行した。伊太利に於て絶へて同化しなかつた唯

一の人口はユダヤ人で、その理由は彼等が伊太利人の血統的要素とは全く別の非歐洲的人種要素から成り立ってゐるものだからである。

(10) 伊太利人の純歐羅巴的な具體的及精神的諸徴表は如何なる仕方によつても變化するを許されぬ。混血はたゞ歐洲諸人種の範圍内に於てのみ受納し得るに過ぎぬ。蓋しこの場合に於ては、相互人種は共通の幹に屬し唯その徴表のニミに於て相互に相違するものに過ぎないが故に、本来の雜種化については之を語り得ないと考へられるからである。反之伊太利人の純歐羅巴的本質は非アリアン文化を擔つた何らか他の非歐洲的人種との混交によつて變質せられることとなる。

伊太利人種宣言の諸原則は以上の如くであるが、その人種政策的十戒は完全に伊太利的背景と伊太利的精神から生じたものといつてよい。(特に宣言のオセテーゼに於いて最も闡明に表現されてゐる) 厂史的な理由附けの仕方にも又理論的な構成に於ても、叙上の諸テーゼの示す通り、獨逸の人種原理に對比して民族特有の區別が認められる。(獨逸の原則



を伊太利特有の事情に適應させることなしに其の俛取り入れる様をこと  
をしなかつた用意はオセテールを見れば明らかである。がフアツシズム  
人種政策が独逸の原則と完全に一致する其はユダヤ人問題の取り扱ひ方  
である。ユダヤなるものは民族でもなければ宗教でもなく人種でもなく  
歐洲の根幹八種とは何らの共通点のない種々雑多な人種的要素の混合体  
であると為す点に於て、乃至は又ユダヤ人の非同化性を強調し、其の論  
理的帰結として伊太利人とユダヤ人との如何なる結合をも拒否する点に  
於て叙上の宣言は本問題に關する独逸的な解釈や取り扱ひ方に完全に一  
致してゐる。之と共にフアツシズム伊太利はこの原則的に重大なる問題  
を更に實際的解決にまで貫徹した。比較的短時日の間に遂行されたこの  
過程は、伊太利の人種学的理論に於ては従来ユダヤ人問題の適切なる解  
決に對する何らの手がかりもなかつたといつてよい事情に鑑みて一層高  
く評價せらる可き事實といへよう。

右宣言の公開發後フアツシスト黨書記長 (Strasser) が緊急の科学的研究

事項として与へた要綱は次の如くである。

口 (1) 古代羅馬から今日に到る迄の「伊太利人種」の本質の確定。

(2) 人種保護の爲に政府の採るべき方策の規準並に順序「伊太利人種」の身体的並に精神的健全との保護と増強の爲の諸規則並に制度施設（人口政策、労働衛生、母子保護等）

(3) 帝國の創立に伴ふ人種問題の新しき觀点並に意義

(4) 國民的自覚の一因子としての「人種意識」

(5) 世界並に伊太利に於けるユダヤ人問題

尚、右黨書記長が上掲の人種宣言の採択に際して聲明せる意見による

と、右宣言の諸テーゼは之を純學問的定式と見做すべきものではなく、寧ろ一定の政治的行動に対する規準と考へねばならぬ。帝國の建設以後伊太利人種は他の諸人種と結び附くに到つたので、特に如何なる混血からも之を防護せねばならぬ。人種法律は帝國領内、於いては特に強調実施せられねばならぬ。ユダヤ問題に対するファッシズムの態度は、ユダ

マ人が数千年来自らを特殊且つ優秀なる人種と自認してゐること並に彼等がファツシスト政治の寛容にも拘らず常にファツシズムの敵手であつたといふ事実によつて制約せられたる。又、ファシスト文化協會の今後に於ける活動はファツシズム人種原理の普及に向けられねばならぬ。

#### (4) 其後の人種政策的諸立法

人種宣言の声明後伊太利内閣は伊太利民族体よりユダヤ的なるものを追放し伊太利人とユダヤ人及ハム人との如何なる混血をも今後不可能ならしむることを目的とした多くの注目すべき人種政策的法令を公布してゐる

一九三八年九月二日の内閣決議によるユダヤ人追放に関する訓令は次の如くである。

第一條、本令の公布（九月十二日）以後外國籍のユダヤ人は伊太利帝國、リビア及びエーゲ海諸屬地に常住することを禁せられる。

第二條 本令に謂ふユダヤ人とはその者の両親が、ユダヤ教に属する  
と否とを問はず、共にユダヤ人なる場合の者を謂ふ。

第三條 外国籍ユダヤ人に対する伊太利市民権の賦与にして一九一九  
年一月一日以後に行はれたるものは右市民権が如何なる方法により  
獲得されたるものなるやを問はず凡て之を無効とす。

第四條 本令公布の時に伊太利帝國、リビア及びエーゲ海諸屬地に有  
り且つ一九一九年一月一日以降に其他に常住したる者は本令公布の  
時より六ヶ月以内に伊太利帝國、リビア及びエーゲ海諸屬地より退  
去するを要す。

右指定期間内に右の義務を履行せざる者に対しては之を違警法第百  
五十條の規定に依り帝國領土より追放するものとす。

今しく一九三八年九月二日の密議は伊太利の諸学校からユダヤ人を追  
放することを決定してゐるが、その法令内容を摘記すれば次の如くであ

る

一、ユダヤ人に対し官立及び半官立学校、並に官立ならざるも國家の認可せる学校の教師となることを禁止。(右禁止は本令公布以前に國家試験を了へたる者に対しても適用せらる。)

同じく大學職員乃至は自由講師たることを禁止。(本項規定は三八年十月十六日より実施)

二、國家の認可せる諸学校へのユダヤ人の入学を禁止。(但し既に高等学校又は大學に在學せるユダヤ人學生は學業の継続を妨げず)

三、學士院、研究所、並に科學、文學及び藝術協會からのユダヤ人會員の追放。(一九三八年十月十六日以降實施せらる)

(5) ファシスト大評議會の人種決議(一九三八年十月)

特に重要なる規定は一九三八年十月六日に行はれたファシスト大評議會の人種決議で、その内容を示せば次の如くである。

即ち内務省の所管部局によつて検討せらる可き疑義ある場合を除き、

外国籍ユダヤ人中左の各号の一に該当する者は之を追放規定より除外せしめる。

(イ) 六十五才以上の者

(ロ) 一九三八年十月一日前に伊太利人と結婚せる者

又、ユダヤ人種に属するや否やの認定に就いては左の規準に依ることとする。

(イ) 其の両親共にユダヤ人なる者

(ロ) ユダヤ人の父と外国人の母とを有つ者

(ハ) 混血児なるもユダヤ教に属する者

(ニ) 混血児にして一九三八年十月一日に非ユダヤ的宗教団体に所属する者は之をユダヤ人と見做さず。

更に伊太利国籍をもつユダヤ人中特定の者に対する除外規定につき右大評議会の決定せる所は次の如くである。

即ち左に掲ぐる各号の一に該当する所の伊太利国籍のユダヤ人にして

何らか他の理由により其の資格なき者と見做されざる限りは、諸学校への入学禁止の事項を除き、何らの不利益をも享くことなきものとする。

(イ) 其者の家族中に今世紀伊太利の行へる最近四戦役、即ち伊土戦争、世界戦争、エテオピア戦争及びスペイン戦争の孰れかに於ける戦死者の有る場合。

(ロ) 全じく自ら進んで志願参加せる者の有る場合

(ハ) 全じく第一線戦士として従軍し且つ戦功により戦功十字章を受けたる者の有る場合

(ニ) 其者の家族中にフアツシズム思想に共鳴せる者の有る場合

(ホ) 其者の家族中に戦争による不具者の有る場合

(ヘ) 其者の家族中に一九一九年、二〇年、二一年、二二年及び一九二四年の後半期にフアシスト黨に入黨せる者、若くはフエーメの外人義勇兵団の一員たりし者の有る場合

(ト) 其者の家族中特定の委員会により検討せらるゝ特別の功績を為せる

者の有る場合。

以上各号の規定に該當せざる其他のユダヤ人に対しては、特別の法律の公布を見る迄の措置として次の如き事項が決定された。即ち彼等は、

(イ) ファシスト黨の一員たることを得ず。

(ロ) その事業の何たるを問はず百人以上の人間を使用する如き事業を所有若くは指導することを得ず

(ハ) 五ヘクタールを超ゆる土地を所有することを得ず、又

(ニ) 平時に於ても戦時に於ても軍務に服するを得ず。

尚、ユダヤ人問題に関し大評議會の決議せる其他の事項は次の如くである。

(イ) 公職より退職せしめらるユダヤ人には恩給を与へること

(ロ) ユダヤ人をしてユダヤ教より離脱せしめんとする如何なる企ても之を嚴禁すること。

(ハ) 宗教礼拝については一切変更すべからざるものとする事。



(三) ユダヤ人の為めの基礎学校の外に猶ほ中等学校を制定し得るものとする事。

又、一般の混血問題にも関聯して大評議會は次の如き事項を決定した。  
(イ) 伊太利人男女とハム、セム及び其他の非アリアン人種との結婚の禁止

(ロ) 官公吏及び公共的団体の文武官に対する外國婦人（その人種の如何を向はず）との結婚の禁止

(ハ) 伊太利人男女とアリアン人種系の外國人との結婚も内務大臣の事前の許可を要す

(ニ) 帝國內に於て人種の威信を傷くるが如き者に対する罰則の強化

(6) 大評議會の人種決議に基く人種立法

右大評議會の決議に従ひ一九三八年十一月十日伊太利閣議の決定せる「伊太利人種防護法」の内容は次の如くである。

(イ) 伊太利人男女とハム、セム及び其他の非アリアン人種所屬者との結

婚の禁止。

(四) 官公吏及公共的団体の文武官に対する凡ての外國婦人（人種の如何を問はず）との結婚の禁止。伊太利市民とアリアン人種系の外國婦人との結婚も内務大臣の事前の許可を要す。

(ハ) ユダヤ人に対しファシスト黨への入黨禁止。

(三) ユダヤ人にして百人以上の被傭者を使用する凡ゆる種類の事業の所有乃至經營の禁止

(ホ) ユダヤ人に対し五ヘクタールを越ゆる土地の所有禁止

(ヘ) ユダヤ人に対し平時若くは戰時に於ける軍務の禁止

(ト) 外國ユダヤ人の入國禁止

右法規違反に対する処罰は禁錮刑である。

又、本法に謂ふユダヤ人とは上掲大評議会の決議に隨ふ（即ち其の兩親ユダヤ人なる者、ユダヤ人の父と外國人の母を有つ者、及び混血兒なるもユダヤ教会に所屬する者を謂ふ）

本法によりフアツシズムの人種立法は一應の完結を得たといつてよい。今後に期待せらるゝ細則は除き少くとも其の最重要部分は規制せらるゝに到つたといへよう。而して之によりフアツシズム伊太利は、此の歐洲文明の將來にとつて極めて重大意義を有つ問題をその全意義に亘つて洞察し且つ根本的なる解決策を採用した最初の国であるナチス独逸と並んで現在世界で反ユダヤ政策を中心とする明確なる人種立法を有つ双璧国家の一となつたことになる。

#### (四) ハンガリー

##### (1) はしがき

ハンガリーはユダヤ人の特に多い国で、ハンガリー人十八人に對しユダヤ人一人の割合になる。近年は更に他國から移入せるかなり大量のユダヤ人が追加されてゐる。

隨つてハンガリーが自國民の保護の爲に經濟、文化及び政治の諸領域に亘つてユダヤ的影響を排除若くは遠減せしめんが爲の諸方策を採用すべく余儀なくせられたのは當然といへよう。この要望に答へたものが一九三八年五月二十八日の法律で、それは社会及經濟生活に於ける均衡の更に効果的なる確保の爲に必要なる諸方策を採用する权限を内閣に与へたものである。

##### (2) 一九三八年の反ユダヤ立法

本法の要請する具体的方策の一つは新聞組合及び演劇映画協會の創設

である。新聞協会は定期及不定期刊行新聞の経営者、編輯長並に常時被  
傭の協力者を會員とし、演劇映画協會は俳優、映画俳優、劇場及映画製  
作の経営者、演劇及び映画の演出指導者並に其の藝術上の助力者を會員  
とする。共に國民精神とキリスト教道德の要請を顯彰し確保するを主眼  
とし、今時に會員の身分及び社会的利害を代表して其の道德的向上を図  
ると共に種々の法律的事務を代行する機關であるが、その人種政策的  
意義は之によつてユダヤ人の勢力を抑制しようとした點にある。即ち、  
新聞及び演劇映画の上掲関係者は必ず兩協會の會員でなければならぬ、  
が、兩協會の會員たらんが爲には必ずハンガリー國市民でなければなら  
ぬ。そしてユダヤ人は全會員数の二〇%を超へざる割合に於いてのみ會  
員となる資格を與へられるに過ぎない。(但し戦傷者や乃至は戦死者の子  
又は寡婦、その他従前よりユダヤ教會を離脱せる者及びその子孫等は右  
二〇%の比率算定に當つて之を算入しない)

更に、新聞社に於ける常時被傭のユダヤ人はその人数に於ても又その

給料に於ても全被傭者の二〇%を超へることを許されない、営業員及び編輯員についても夫々全様の比率が要求せられる。(但し本規定は特に宗教問題を主題とする新聞に於ける場合を除く。)

尚、弁護士、技師及び医師協会の会員をしてもエダマ人の入会は全員の二〇%を超へざる範囲内に於いてのみ許されてをり、而して其他の会員数が全員の八〇%に達せざる場合に限り、新入会員の五%だけエダマ人を入会せしめ得ることになつてゐる。又、十人以上の被傭者を使用する商工業等の経済体に於てもエダマ人被傭者数は總被傭者の二〇%を超へて雇傭することを得ず、且つ特に智能労働に携はる者に就いては其の年収入總額に於いても右二〇%の限定が強要される。

而して右智能労働に携はる被傭者数に於いてエダマ人の数が二〇%を超へてゐる経営に於いてはエダマ人は右智能労働部門への新規雇傭に際して新被傭者總数の五%以下の範囲に於いて新たに雇傭せられ得る等エダマ人抑制の趣旨は凡て大同小異の規定に依つてゐる。

(3) 及ユダマ政策強化の新法律案

但しハンガリー政府はその實地経験により叙上の如き人種立法も猶ほ本来の目的に不充分なることを痛感し、一九三八年十二月更に新法律案の起草を行つた。

新法律案によると、凡そユダマ人及びユダマ混血児は原則的に之をユダマ人と看做し、左の一方の祖父母がユダマ人である半ユダマ人で且つ此のユダマ系を引く兩親の一方は既に結婚前に洗礼せしめられた者である場合に限り之を除外する（但しこの除外の恩典は右洗礼が結婚前に行はれた場合でも一九三八年一月一日以降のものに対しては認められない。）戦争従軍者に対しては従来通り多少の恩典が与へられるが、但し従来の特典規定に含まれてゐる軍なる従軍者は特殊の戦功者を除き今後は除外されることとなる。

ユダマ人は今後は官公吏に採用せらるゝことを得ず、又新聞社の指導的地位（責任編輯者若くは出版者）に就くことも出来ない（但し明瞭な

るユダヤ人新聞の場合を除く) 指導的地位の封鎖は演劇及び映画に就いても亦全じ、其他ユダヤ人は公證人、通訳者、會計主任、弁護士、特許  
弁理士となることを得ないことになる。

一切の文化的及び智能的職業部門に於けるユダヤ人の比率は之を大%とし、且つ右比率は單に各経営内の人数についてのみならず其の給料に  
ついても亦適用せられる。其他の職業部門(高業等)に於ける比率は一  
二%以内の上掲戦争関係者の三%を加へたるものとする。自由業者(医  
師、弁護士等)については其の協会の会員数に於ける比率六%に戦争関  
係者の三%を加へたる数とする。

又ユダヤ人は労働組合の指導的地位に立つことが出来ない。

選挙権及び被選挙権はユダヤ人相互の間でのみ行使せられ、一般選挙  
より三十日後に別にユダヤ人代表者を自ら選出することになる。上院議  
員にはユダヤ人は従来の選挙制度を廃止し、國家より指名されることと  
なる。



三  
エダマ人は婚姻乃至は摘出認知によつても公民権を取得することがない。その職業上農村に常住するエダマ人にして一九一四年七月一日以降に公民権を取得したる者に対しては、内務大臣は右公民権を剝奪する権能を与へられる。市参事会員又は町村議員に於てもエダマ人の数は当該地方に於けるエダマ人人口の多少に拘らず、全員数の六%を超ゆることを得ぬ

独占、特許及び官営専賣事業等には今後は一切エダマ人を参与せしめぬ。又當該市町村のエダマ人数が六%にまで低下せざる限り、エダマ人には営業證を下附せぬこととする。

以上の外は本法律案はエダマ人の國外退去助成並にエダマ人財産の國外輸出に關する清算規則に關し特殊の訓令を公布する権能を政府に与へてゐる。

尚、ハンガリー政府当局は右法案の説明に當り独、伊、波蘭、スロバキア等の反エダマ人立法以來ハンガリーはエダマ主義を追放せんとする

ニ徳の民族によつて取り捲かれることとなり、ユダヤ人が最弱低抗莫を  
目ざして流入して来た事実を擧げて緊急対策の認む可からざる所以を説  
き又、本案記草に當つてはユダヤ人が他の一部の民族と區別される独特  
な民族として人種的、生物学的、精神的並に感情的な統一をもつてゐる  
ことを詳説してゐる。特に犯罪、取りわけ経済違反に対するユダヤ人の  
関係者の極めて多い事実を強調してゐる。



(五) 其他の諸國及び其他の諸方策

(1) 波 蘭

波蘭に於いても同知の如くユダヤ人問題はやかましい論議の対象で、スカルシンスキ將軍の指導する「国民統一戦線」等この問題を対象とした熱心な団体もある。特に注目すべきものは「波蘭青年同盟」で同団が掲げてゐる反ユダヤ綱領は次の如くである。

☐ (1) ユダヤ人は共産主義の破壊的影響の傳播者にして、共産主義的煽者の八五%はユダヤ人なり。

(2) ユダヤ人は同化せらるゝこと不可能なり。

(3) 彼等は波蘭の財貨を専らユダヤ民族の爲に搾取し波蘭の爲に之を爲さず

(4) 完全に異質的なるユダヤ文明は波蘭精神に対して破壊的なる影響を齎す、即ちそれは波蘭精神の理想主義と行動愛とを破滅せしむ。

(5) 諸外國に於けるユダヤ人も亦波蘭を以て其界に於ける彼等の根據地の一と見做せり

此の故に波蘭國の國家的理性は以下掲ぐる所の諸方策を要望す。

(1) ユダヤ人は波蘭より完全に消失せざるべからず  
(2) 右に併ふ彼等の安住地如何の問題は波蘭及び國際ユダヤ人自身の問題なり

(3) 波蘭の經濟的均衡はユダヤ人の利用し且つ獲得せる物的財貨が波蘭に残置せらるゝことを要望す

(4) ユダヤ人の組織的なる国外退去を実施し又監視すべき國家機關の創設を必要とせり也

叙上反ユダヤ人思想の明確旺盛なるにも拘らず、立法によるユダヤ人問題の一般的統制は猶ほ實現せられておない、一九三八年四月三日の法律は其の準備とも称すべきものであり、又、同年六月九日には司法大臣はユダヤ人弁護士の許可を七ヶ年向（一九四五年度まで）停止したが、之

はユダヤ人弁護士の割合（總弁護士数の四五％）が波蘭總人口に於けるユダヤ人の割合を遙かに超へてゐるといふ事情に基いたものである。其他民間施設や同業組織にも夫々ユダヤ的影響の排除を目的とした試みが認められるが、ユダヤ人問題の完全適切なる立法的解決は波蘭に於いては猶ほ今後の問題として残つてゐる。

(2) ルーマニア

ルーマニアでユダヤ人問題が國家生活にとつての焦眉の問題となつたのは百年以上の昔に遡る。一八一七年に *Coley Casadyca* はユダヤ人とキリスト教徒との結婚を禁止してをり、又一八三二年の憲法 (*Regulamentul Organic*) はユダヤ人を以て国外に追放せらるべき民族的危険分子とし其の公民権及び市民権を剝奪してゐる。個別的なる虐待は次第に緩和せられたが、併し前大戦末まではユダヤ人は外國人として取扱はれ、國政に参与することを許されなかつた。が國際ユダヤの暗躍に基きルーマニアは一九一九年十二月九日の少数民族に關する巴里協

定を認めざるを得ざるに到つた。右限定の実施は國際聯盟の保障の下に置かれてゐたもので、ルーマニアは協定中七及中八條に依りルーマニア国内に住むユダヤ人にして外國籍なき者の凡てに何等特別の処置を介することなしに直ちに完全なる公民権を賦與し公民権及び市民権の人種的差別を撤廃することを余儀なくされた。その結果は比処でも亦ユダヤ人がその数に於ては比較的僅少であつたにも拘らず經濟上の權力を掌握して愈々破壊的な作用を恣にするこゝとなつた。ルーマニア政府が遂に之が対策を講ぜざるを得ざるに到つた所以である。

その中最も重要なるものは一九三八年一月二十二日の公民権の査閲に關する勅令で、問題となるユダヤ人に公民證を提出せしめ且つ本人若くは其の両親が一九一八年一月一日にルーマニアに居住せる者なることを立證せしめ之等の方法に依つたものである。而して本勅令に該當した凡てのユダヤ人は國會議員選舉権を剝奪せられた。国外追放は行はれなかつたが、亡命者として取り扱はるゝこととなり一部の政治上の權利を剝

奪せられることになつた。

其の他ルーマニアに於ける反ユダヤ人方策を列記してみると次の如くで、孰れも極めて興味あり且つ適切なるものではあるが、更に効果的にして包括的なる立法は茲にも猶ほ未しい。

(イ) 一九三八年一月二十九日ブカレスト弁護士協会の決議。一九一八年十二月一日以降に入會せるユダヤ人弁護士に対し公民権を立證し得ざる間その活動を停止せしむ。

(ロ) 外国旅行を爲さんとするユダヤ人に対する外國爲替供与の拒否（一九三八年一月二十二日実施）

(ハ) 新豫算に於けるユダヤ商会補助費の廢止（全上）

(ニ) 一九三〇年以後に登録され旅券を理由としてルーマニアに滞在し居るユダヤ人商人の滞在延期認可の拒否（全上）

(ホ) ベッサラビアに於ける凡てのユダヤ図書館の閉鎖（全上）

(ヘ) 四十才未満のキリスト教徒家政婦に対しユダヤ人の家庭に雇傭せら



ることを禁止（全上）

(ト) 学校内に於けるユダマ的宗教々育の停止（全上）

(チ) ユダマ人医師に対し疾病金庫業務に携はることを禁止。（全上）

(リ) 疾病金庫に対し禁割をユダマ人會社より購入することを禁止（一九

三八年二月七日の労働大臣の訓令）

(ヌ) ブカレスト医師協會評議會に於いて外國、特にユダマ系の医師に対

し開業許可を爲さざる旨を決議（右と全年全日）

(ル) 公民権の査閲の結果之を剝奪せられたるユダマ人に対し恩給金庫の

恩給々与を停止

(ヲ) ユダマ人の改宗の禁止

(3) ラテン、アメリカ諸國

特殊な莫を有つてゐて興味のあるのはラテン、アメリカ諸國の入國法  
で、ウルグワイ（一九一五年二月十八日の法律）は凡てのアジア人及び  
アフリカ人並にジプシトの入國を、單なる旅行者としても禁止してゐる。

パラグワイ（一九二五年の法律）も亦黄色及び黒色人種に属する者並にジプシーの入國を禁止してゐる。尚、茲では一九三七年にユダヤ人の新入國を禁ずると共に最近に入國したユダヤ人の大部分の追放策を採つてゐる。アルゼンチンはその憲法中に歐洲移民の入國を妨げざることを明記してゐるだけである。全いくチリー（一九〇五年六月四日の法律）及びペルー（一八九三年十月七日の法律）も白人入國者を優先してゐる（チリーは「歐洲系の並に北米合衆國よりの」自由移民を許可してをり、ペルーは白人の自由移民と特殊地方に対する契約移民とを區別してゐる）エクワドルは一八八九年十月十二日の法律により支那人の入國を禁止してをり、全いくグワテマラ（一八九六年六月二五日の法律）も *Individuos del Imperio Celeste* の入國を禁止してゐるが、右は支那人を対象としてゐるものである。コスタリカ（一八九七年五月二十三日及び一九〇四年十月十日の法令）は支那人、アラビヤ人、トルコ人アルメニア人及びジプシーの入國を禁止してをり、ヴエネズエラ（一八

九一年六月九日）は支那人の入國を禁止してゐる。キユーバ（一九〇二年五月十二日の命令）も支那人の入國を拒否してゐる。ブラジルは最近に到つて非歐洲人の入國を不可能ならしめた。

以上は決して抱括的な人種的入國禁止ではないが、併し人種政策の片鱗を示してゐることはいふ違もない。

特にブラジルに就いて猶ほ一瞥を加へると、最近 *J. de Lima* 及び

*R. Kell* の両氏が人種政策的諸問題に関する意見を發表してゐる。後者によるとブラジルは *opulina gentium* 即ち驚くべき人種混交國で、ポルトガル人、インディアン、黒人及び之ら諸人種間の雜種から構成されてゐることを指摘してをり、又、前者はブラジル國の人口政策的利害より國家的なる人種政策の採用を要請してをり、移民入國政策はブラジル人民の人種的發展に於いてアリアンの要素を優秀ならしめその他の人種的因子は之を出来得る限り低下せしむる如く施策されねばならぬことを主張してゐる。又、人種混血を以て助成すべきものなりとする多くの論

者に對しても *Not likely* は相手を選ばざる非近似的人種間の混血を非とし、その理由を優秀人種の混血による退化の事實に求めてゐる。が明確なる人種政策の實際的規準としては彼も亦單に入國者の人種的選抜を説いてゐるだけである。特にジプシー、遊牧人種、黒人、モンゴール及び寄生的生活をする人種群の入國禁止を主張してゐる。とはいへ既に著しく進歩して了つてゐるブラジルの混血過程に直面して「國家的人種政策」が果して猶ほ何らかの効果を齎し得るか如何かは茲には敢て問題としないこととする。

#### (4) 日本及び支那

支那には所謂人種立法なるものは存在しないが、然し其の家族制度は人種的に望ましい作用をしてゐる。例へば結婚は今でも猶ほ広く大家族の同意を必要としてをり、従つて外國人や他人種との結婚を不可能ならしめてゐる。

日本の法律も亦外國人若くは他人種との結婚を何ら禁じてゐない。と

はいへ日本人は古くからその健全なる民族意識によつて人種的に有害な  
混血による己が民族資質の極端な変質に對して闘争して來てゐる。日本  
政府も亦行政技術的竝に啓蒙的な凡ゆる方策を以て他民族の中に住んで  
ゐる所でも日本人は日本人同志の間で結婚するやう請じてをり、そして  
その目的を達してゐることは之を例へば滿洲國に於いて認めることがで  
きよう。

要之、支那も日本も本来の意味に於ける人種法律こそないが、而かも  
其の確固たる人種的本能は異質者との結婚による人種的に有害なる諸作  
用を排除することに成功してゐるといつてよい。

(5) 其他の諸方策

最後に明確な人種的前提から法令化されたものではないが、併し宗教的その他種々の形態によつて何らかの人種的に望ましい効果を収めてゐる二三の事例を擧げる。

ユーゴスラビアの旧セルビア地方で今でも行はれてゐる一八四四年の市民法典の第六十九條はキリスト教徒と非キリスト教徒との結婚を禁止してゐる。かゝる結婚関係は茲では何らの適法性を認められないのである。全様にブルガリアでも正教徒を非正教徒、特に洗禮を受けてゐないユダヤ人との結婚を認めてゐない。波蘭では今なほ次の様な規則が行はれてゐる。即ち宗教の相異はローマカトリック教徒と非キリスト教徒従つて特にユダヤ人との間の結婚に對する障害をなすといふ一八三六年二月十六日の婚姻法第二十四條の規則が行はれてゐるのである。全様に希臘カトリック教徒も亦同法第百條に依り非キリスト教徒と結婚することを許さない。

エジプトには次の如き注目すべき法律がある。「自由ニシテ且ツ能力者タル女ガ其ノ後見人ノ事前ノ同意ヲ得ズシテ夫ヲ選ビタルトキ若クハ娘ガ父又ハ祖父以外ノ親族ト結婚シタルトキハ、ソノ婚姻ハ、彼等ガアラビア人若クハモハメット教徒ナル場合、夫婦共ニ同身分ナルトキ即チソノ財産、徳性及ヒ階級ニ於テ平等ナルトキニノミ適法ナルモノトス。若シ夫ガ之ヲノ点ニ於テ妻ヨリ劣ル者ナルトキハソノ婚姻ハ無効トス。モハメット教徒タルベキ規定ハ夫、ソノ父及ビ祖父ニ就イテ考慮セラルベキモノトシ、ソノ他ノ祖先ニ就イテハ之ヲ問ハザルモノトス。」右規則によると、父祖傳承の回教徒に非ざる新參の回教徒は回教徒の妻と同身分の者と考へ得ないことになる。

黒人種が他人種に對して有つてゐる唯一の人種規約は一九〇七年二月十二日のハイチの國籍法中に認めらるるものである。同法亦二條によると、その出生によりハイチ人と考へらるる者は、ハイチ人父母より生まれたる子の外、「外國人を父とするハイチ生れの子、若くは其の父によ

リ認知せらぬ場合はアフリカ人種系に属する外國人を母とするハイチ生れの子をいふ。但し第四條によると、非アフリカ人種系の外國人を父母とするハイチ生れの子、更にハイチ生れの非アフリカ人種系外國人を父母とするハイチ生れの子、及び非アフリカ人種系の外國人を母としてその父により認知せらぬハイチ生れの子も亦、彼等が成年に達せる年に住地の市民裁判所へ申し出さずばハイチ國籍を獲得し得ることになつてゐる。



114

## 附録

### ナチス独逸の人種立法、特にユダヤ人排斥

人種混交は出生力の減退、民族逆淘汰と併せて古来国家民族衰亡の跡に考證せられる其の三主因の一つといつてもよいもので一民族の政治的乃至文化的盛衰が其の根幹人種の支配度と関聯するところ少くないのはいふ迄もないがナチスの人種政策的立法、特にユダヤ人排斥政策の重点は生物学的といふよりも寧ろ広く民族文化の死活問題たる緊急焦眉の必要から生れ反むのといつてもよい。ヒットラーの「マイン・カツプ」を筆頭としてユダヤ人の害禍を指彈するナチス文献の殆んど凡てはその論議を専らユダヤ人の文化的特性に向けられてゐるのを見てもその向の事情を察するに足らうと思ふ。之を統計数字で見ても一九三三年當時のユダヤ教會所属のユダヤ人は独逸總人口の僅かに二・七六%へ一九三三年國勢調査結果数字で改宗者や混血見を加へても恐らく一五%を超えない。が彼等が金融界の指導的

地位をはじめとして政党、学界、乃至は新聞事業その他の文化領域を支配してゐる勢力は寔に驚くべきもので、伯林の證券、物産、金属三取引所の理事六十四人の中、四十七人はユダヤ人であつたといひ、その他伯林大学の医学教授の半数、哲学教授の二割五分、プロイセンの弁護士の三〇%、全国医師の一三%はユダヤ人の占むる所であつたといふ。この種断片的な数字によつても僅か一%前後のユダヤ人を掌握してゐた文化的支配力の一端を察するには充分で、ユダヤ人排斥が國民社會主義的世界觀確立に不可欠の前提として強行されざるを得なかつた所以を想像するに足らうと思ふ。血統的には所謂「北方人種」、文化的には所謂「北方思想」の復古運動がナチス民族運動の指標として取り上げられた所以で、そのいふ意味ではナチス右下に於ける極端なユダヤ人排斥もそれが一種の民族的啓蒙運動として齎した間接の人口政策的効果は極めて大きいといへようかと思ふ。

## (1) 新聞界その他の文化部面のユダヤ禍清掃

新聞事業のユダヤ的支配を清掃することは夙にナチス黨綱領中にも明記されておるところであつたが、一九三三年十月四日に公布を見た『新聞業者法』(Schiffleitersgesetz) はその素志を実現したものと見てよく、本誌により新聞人たる可き者は必ずアリアン血統の者であり、且つ非アリアン血統の者を配偶者とせざる者であることが最も重要な資格要件として明記さるゝに到つた。但し本法の施行令(三十三年十二月十九日公布)は本人が世界大戦に出征せる者であるか、或は本人の父又は子が世界大戦に戦死せる者である場合に限り右規定の適用を免除してゐる。この種の除外規定は勿論過渡的のものであるには相違ないが多少の程度に於て所謂アリアン立法の凡てに見られるところである。

新聞については劇、映画、ラヂオ、音楽、美術等諸般の文化部面に対しても統制が強化された。尤もこれは直接の反ユダヤ人的立法といふよりも

寧ろ文化部面に於けるユダヤ主義的傾向の禁壓を目的としたもので、既に早く三三年七月十四日には「臨時映画局」の制定を見、同年九月二十二日には諸般の文化領域を統轄せる「獨逸文化院」*Reichskulturkammer* 制定の法律が公布されてゐる。これは勿論官廳ではないが其の評議員は同院總裁たる宣傳及啓蒙相の任命するところ、専門家の経験と才能とを國家の目的に隨つて動員しやうといふ仕組である。なほ右獨逸文化院を中心としたナチス獨逸の文化統制は現在に既に當初の消極的統制の域を超えて諸外國の資本主義的經營には求め難い公の損失負担による藝術向上の域にまで達んでゐることも注目すべきで、それが又ユダヤ主義運動のそもくの眞髓であつたともいへよう。

所謂アリアン立法中我々の記憶に最も残るのはアインシュタインを初め多くユダヤ人學者の學園追放であるが、ユダヤ化の防止は學生生徒に對しても亦行はれてをり、一九三三年四月二十五日公布の「獨逸人諸學校ノ收容人員制限ニ關スル法律」は教育上の見地よりする收容人員の制限や職業

的需要に即應する各科人員の適正化を旨と同時、また公私を問はず獨逸人諸學校の新規收容人員中後述「官吏身分再組織」爲ノ法律に所定の意味に於ける非アリアン血統者の占むべき割合を制限し、全校各科に於て右非アリアン血統者は彼等が獨逸總人口に於いて占むる割合を超ゆ可からざる旨を規定してゐる。同法施行令（同月同日公布）は右比率を一五%と明記してゐるが、茲にいふ非アリアン血統者の大部分は勿論ユダヤ人であるわけ、彼等の就學率は獨逸人のそれを遙かに超えてゐたことを物語る。之に見ても此の種のアリアン立法、ナチスの所謂人種政策なるものゝ重點が何處にあつたかを理解するに足らうと思ふ。民族保全は同時に民族文化の保全、従つて何よりも先づ民族自身の手による文化の保全を必要としたわけだ。

(2) 國家機關に於ける人種原理の確立と

「獨逸國公民法」の制定

國家の指導的地位は獨逸血統の獨逸國民の手への思想も亦ナチス党綱領の宣言するところであつたが、その主張は早く一九三三年四月七日公布の『官吏身分再組織ノ爲ノ法律』 *Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtenstands* によつて実現された。本法は特に世界大戦後に見られる官吏資質の低下と思想の悪化とに對してナチス一流の清掃工作を断行したものであるが、之と同時にまた國家機關に於ける人種原理の確立を行つたもので、本法により官吏へ公吏及び之に準ずる公務員その他社會保險事業、ライヒスバンク等の關係者をも含む）にして非アリアン血統の者は凡て免職せられることとなつた。（但し一九一四年八月一日以降既に官吏であつた者、世界大戦に出征せるもの又は其の父又は子の世界大戦に戦死せる者、並に其の夫の世界大戦に戦死せる婦人官吏を除く。最後の一項は三三年九月二十二日改正法律による）

本法施行令（三三年四月十一日公布）の明記するところによると右非アリアン血統者とは其の父母又は祖母中一人の「非アリアン」、特にユダ

マ血統上の者ある者を謂ふ、特に其の父母又は祖父母の一人がユダヤ人  
會に所属せる者なる場合はそれだけで右所定の非アリアンと認定される  
ことになつてゐる。ナチスのユダヤ人規定は四祖父母中少くも三人のユ  
ダヤ人ある場合を完全なるユダヤ人とし、二人乃至一人の場合をユダヤ  
混血兒としてゐるから、右規定は結局凡てのユダヤ人及びユダヤ混血兒  
を官界から追放しようとするものといつてよい。更にその後公布の「官  
吏任用、俸給及救護法規則中改正法律」(同年六月三十日公布)は非ア  
リアン血統者と結婚せる者の任官をも禁じ、且つ官吏にして結婚せんと  
する者は其の配偶者がアリアン血統者なることを證明せねばならないこ  
とになつた。本人のみならず其の配偶者についてもアリアン血統を要請  
するのはアリアン立法一般の通則と見てよい。

右官吏層からの非アリアン、特にユダヤ血統者の清掃はその他の之に  
類する諸法令と併せて官吏、軍人、判檢事、辯護士、疾病金庫醫師等國  
家機關の全面に亘つて断行され、ユダヤ人並にユダヤ混血兒は一部の例



外規定該當者を除き全く一掃さるゝに到り、且つ之を配偶者に有つこと大も不可能となるに到つた。一部の例外規定も勿論一時的のもので其の後廢止を見たことは後説の如くであるが、この種徹底的なアリアン立法の精神は同時に労働奉仕法や兵役法關係の諸法令に於ても一貫せられ、非アリアン血統者は之を労働奉仕又は兵役の義務より免除する立て前を取つてゐる。

所謂アリアン立法中最も基本的なるものは一九三五年九月十五日公布を見た「獨逸國公民法」*Reichsbürgergesetz* だ、本法により「獨逸國公民法」たる為には「ソノ行動ニヨリ誠心獨逸民族及び國家ニ奉仕セント欲シ且ツ奉仕シ得ル者ナルコトヲ確認セシムルトコロノ、獨逸又ハ之ト同種血統ノ *Deutschen od. Ostseewanderer Blutes* 獨逸國民」になければならぬことゝなつた。いふ換へれば獨逸國公民法たる資格は思想と血統との兩要件によつて規定されるに到つたわけで、石公民權の規定は諸多の人口政策的諸立法による助成金乃至扶助金給付に際し被助成者の資格要件の一つとして屢々採用されるものである。

また本法は右公民資格の規定とは別にユダヤ人は官吏たり得ざる旨明記するに至り、従来の除外規定（上掲）該當者も本法施行と共に免官されることとなつたわけである。（たゞ世界大戦出征者に対してのみ恩給規定に關する多少の配慮が行はれてゐるに過ぎない。）尚、本法施行の爲の第一次命令（三五年十一月十四日公布）の詳示するところによると本法所定の「ユダヤ人」とは四人の祖父母中少くとも三人の純ユダヤ人を有つ者を謂ひ、所謂「ユダヤ混血兒」（四人の祖父母中二人乃至一人の純ユダヤ人を有つ者をいふ）中にあつても四祖父母中二人の純ユダヤ人を有ち、且つ本法公布當時ユダヤ教會に所屬せる者なる場合、或は本法公布當時乃至以後にユダヤ人と結婚し居りたる者乃至結婚せる者なる場合、或は「獨逸血統保護法」（後説）の發効後に於て行はれたるユダヤ人との結婚より生れたる者なる場合等は本法所定の「ユダヤ人」として取り扱はれることになつてゐる。

尚、右「獨逸國公民法」所定の規定に隨へば單に曾祖父母中一人のユダ

マ人を有つ者は完全なるアリアン血統者と見做されるわけであるが、然し  
特定の場合について要請される血統規定は更に強度のももあり得るわけ  
で、『世襲農地法』の如きに於ては申請者の血統は一八〇〇年一月一日現  
在にまで遡つて問題とされてゐる。

### (3) 『獨逸血統保護法』の制定

敍上の諸立法は直接非アリアン血統者、就中ユダマ人の排斥を主とせる  
ものでたゞ配偶者規定に今後の非アリアンの混血兒蕃殖の間接的抑制を行  
つてゐるに過ぎないが、更に直接にユダマ人を対象として今後のユダマ混  
血兒の増加を抑へたものに一九三五年九月十五日公布の著名な『獨逸血統  
保護法』 *Gesetz zum Schutze des deutschen Blutes u. der deutschen Ehre*  
を擧げることが出来る。本法は上掲『獨逸國民法』と併せてニユールン  
ベルグの人種法律と謂はれるもので、本法により獨逸或は之と同種血統の  
獨逸國民とユダマ人との間の結婚は禁止せられ、之を犯す者は懲役を以て

罰せられる。私通も同様禁止せられ、之を犯す者は拘留又は懲役處分を受けらるることとなつた。また獨逸或は之と同種血統の獨逸婦人にして、四十五歳未満の者がユダヤ人の家に雇傭せられることも禁止せられ、之を犯せる者は一年以下の拘留及び罰金、又は其の孰れかに處せられることとなつてゐる。嘗てユダヤ人とキリスト教徒との私通を嚴罰し又キリスト教徒の少女や乳母がユダヤ人の家で働くことを禁じたといふ中世のユダヤ人排斥は茲に新しい國民的自覺の下に國法化するに到つたわけである。(本法中「ユダヤ人」とは上掲「獨逸國公民法」所定のものに依る。)

又、本法施行の爲の第一次命令(三五年十一月十四日公布)はユダヤ人と血縁の婚姻に關して種々の規定を定めてゐるが、之によると四祖父母中二人のユダヤ人を有つユダヤ混血兒が獨逸人又は四祖父母中一人のユダヤ人を有つユダヤ混血兒と結婚する場合には特別の許可を必要とし、許可に當つては申請者の身体乃至精神的狀況、その家族の獨逸滞在期間、或は本人又はその父が世界大戰に参加せるや否や等の事情を考慮されることとなる。

又四祖父母中一人のユダヤ人を有つユダヤ混血児相互の間の結婚は禁止さ  
れた。要之、所謂ユダヤ混血児の今後の増加を防止すると共に其の混血度  
を出来るだけ薄めて行かうといふ立て前であるわけである。

